

政策 1-5 確かな暮らしを支える

1 政策の方向性

- 高齢化の進展に伴い、医療や福祉における社会保障費は増加傾向にあり、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、持続可能な社会保障制度の運営が求められています。
- 市民生活を送る上での確かな安心を支える給付制度の運営を維持するとともに、失業や病気などにより、生活の維持が困難になった人に対し、生活保護などの社会保障制度をはじめとしたセーフティネットをしっかりと維持し、市民の暮らしの安心を保障します。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
社会保障制度に基づく市の取組が、病気、怪我、失業などによる市民の経済的な不安の軽減に役立っていると思う市民の割合 (市民アンケート)	16.6%	22.9%	20%以上 <25%以上>

< > 内数値は、第3期実施計画策定時に設定したチャレンジ目標

3 施策の体系

政策 1-5 確かな暮らしを支える

施策1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営

施策1-5-2 自立生活に向けた取組の推進

施策1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営



KAWASAKI
SDGs



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

- 国民健康保険については、レセプト点検による過誤調整のほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の施行に伴う取組の開始、不当利得返還に係る収納体制の強化など、医療費の適正化を進めています。また、マイナンバーカードの保険証利用のための取組など、資格適正化の取組を推進しています。



- 後期高齢者医療については、神奈川県後期高齢者医療広域連合と連携して市町村事務を実施しています。また、口座振替の勧奨や民間を活用した訪問徴収を実施したほか、医療費の適正化を推進しています。

- 重度障害者医療費助成については、障害者の増加に対応した持続可能で安定的な制度のあり方の検討に向けて、他都市とも連携しながら取組を進めています。

2 施策の主な課題

- 医療保険については、高齢化の進展や医療の高度化に伴い、一人あたり医療費が増加傾向にあることから、制度の安定的な運営のため、更なる医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納対策をより一層推進する必要があります。
- 重度障害者医療費助成制度は、高齢化の進展や医療の高度化、県の補助制度の見直しにより市の負担が急増しているため、持続可能で安定的な制度のあり方を検討する必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 国の制度改正による業務の複雑化への対応や医療費の適正化を図りながら、国民健康保険や後期高齢者医療制度の安定的かつ持続的な運営を確保
- ★ 社会状況等を踏まえた重度障害者医療費助成制度のあり方の検討

4 直接目標

- 信頼される医療保険及び医療費等の支援制度を安定的に運営する

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
国民健康保険料収入率等 (健康福祉局調べ)	【現年度分】 92.96 % 【収入未済額】 67億5,319万 円 (平成26 (2014) 年度)	【現年度分】 94.76 % 【収入未済額】 30億7,700万 円 (令和2 (2020) 年度)	【現年度分】 93.8 %以上 【収入未済額】 50億 円以下 (平成29 (2017) 年度)	【現年度分】 95.0 %以上 【収入未済額】 30億 円以下 (令和3 (2021) 年度)	【現年度分】 95.2 %以上 【収入未済額】 25億 円以下 (令和7 (2025) 年度)
後期高齢者医療保険料収入率等 (健康福祉局調べ)	【現年度分】 99.31 % 【収入未済額】 9,737万 円 (平成26 (2014) 年度)	【現年度分】 99.62 % 【収入未済額】 8,377万 円 (令和2 (2020) 年度)	【現年度分】 99.45 %以上 【収入未済額】 8,900万 円以下 (平成29 (2017) 年度)	【現年度分】 99.48 %以上 【収入未済額】 8,900万 円以下 (令和3 (2021) 年度)	【現年度分】 99.66 %以上 【収入未済額】 8,148万 円以下 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) ～ 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
国民健康保険事業 国民健康保険事業を安定的に運営します。	● 国民健康保険事業の安定的な運営 ・特定健康診査・特定保健指導の実施やレセプト点検等による医療費適正化の推進 ・被保険者資格の適用適正化の推進 ● 医療保険制度改革・改正等への適切な対応 ・制度改革・改正等への対応	・民間活用によるレセプト点検及び重複・頻回受診対策等による適正化の実施 ・年金情報を用いた資格喪失処理の徹底等による適正化の実施	事業推進
国民健康保険料等収納業務 国民健康保険料の滞納整理を強化し、収入を確保するとともに、収入未済額の縮減を推進します。	● 法令に基づく適正な賦課と徴収の実施 ・収入額の確保と収入未済額の圧縮に向けた取組の実施	・国民健康保険料の滞納整理強化及び収入未済額縮減の推進	事業推進
後期高齢者医療事業 75歳以上の高齢者等に対し、広域連合による独立した医療制度等を実施します。	● 後期高齢者医療事業の安定的な運営 ・収入額の確保と収入未済額の圧縮に向けた取組の実施 ・保険料軽減特例の見直し (第 1 段階) ● 後期高齢者等の糖尿病性腎症重症化予防事業の実施 ・糖尿病性腎症が重症化するリスクの高い者への受診勧奨及び保健指導の実施	・後期高齢者医療保険料の滞納整理強化及び収入未済額縮減の推進 ・継続実施	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和 3（2021）年度	令和 4（2022）～ 7（2025）年度	令和 8（2026）年度以降
障害者等医療費支給事業 医療費の一部を助成し、重度障害者の保健の向上及び福祉の増進を推進します。	● 重度障害者の保健の向上及び福祉の増進に向けた取組の実施 ・ 重度障害者医療費助成の実施	・ 持続可能な制度の構築を図りながら、重度障害者の保健の向上及び福祉の増進に向けた取組の実施	事業推進
	● 障害者の増加に対応した持続可能で安定的な給付制度の構築に向けた検討・調整 ・ 制度のあり方の検討	・ 検討結果に基づく取組の推進	

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

施策1-5-2 自立生活に向けた取組の推進



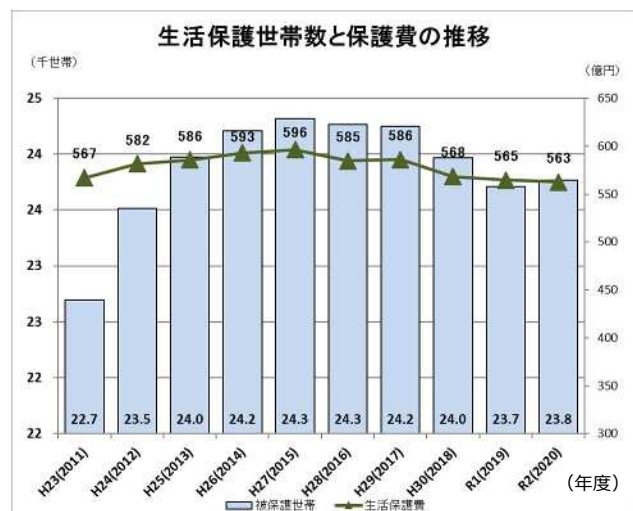
KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 就労可能な生活保護受給者に対し、就職などによる自立を促すため、個々の能力が最大限発揮されるよう、キャリアカウンセリングや求人開拓、ハローワークとの連携による個別支援などの各種就労支援事業を実施し、一人ひとりに寄り添いながら、能力・意欲に応じたきめ細やかな就労支援を実施しています。また、生活保護に至る前に、生活困窮者が社会的・経済的に自立できるよう、「生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」において、就労・生活支援を行っています。
- 生活保護受給世帯等の子どもの将来的な自立を支援するため、小学生に対しては市内12か所、中学生に対しては市内14か所の教室で、高校等進学に向けた学習の支援と居場所の提供に取り組んでいます。



※決算ベース
資料：健康福祉局調べ

2 施策の主な課題

- 生活保護制度が、セーフティネットとして持続可能なしくみを維持するためには、真に保護が必要な人に健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、生活保護に至る前の段階で、困窮状態からの脱却に向けた取組が必要です。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、生活保護受給世帯等の子どもへの学習・生活支援及び居場所の提供が引き続き求められています。

3 施策の方向性

- ★ 真に保護が必要な人に対する健康で文化的な最低限度の生活の保障と、就労など自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組の推進
- ★ 生活保護受給世帯等の子どもの将来的な自立に向けた学習・生活支援の実施
- ★ 生活保護に至る前の生活困窮者に対する社会的・経済的自立に向けた就労・生活支援の実施

4 直接目標

- 最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送る人を増やす

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
生活保護から経済的に自立（収入増による保護廃止）した世帯の数 (健康福祉局調べ)	608 世帯 (平成26 (2014) 年度)	595 世帯 (令和2 (2020) 年度)	650 世帯以上 (平成29 (2017) 年度)	650 世帯以上 (令和3 (2021) 年度)	650 世帯以上 (令和7 (2025) 年度)
学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率 (健康福祉局調べ)	99 % (平成26 (2014) 年度)	100 % (令和2 (2020) 年度)	100 % (平成29 (2017) 年度)	100 % (令和3 (2021) 年度)	100 % (令和7 (2025) 年度)
だいたい J O B センターの支援を通じて状況が改善した割合 (健康福祉局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	73 % (令和2 (2020) 年度)	—	—	75 %以上 (令和7 (2025) 年度)
就労支援事業等に参加可能な人の事業参加率 (健康福祉局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	53 % (令和2 (2020) 年度)	—	—	65 %以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) ～ 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
生活保護自立支援対策事業 生活保護受給者への就労支援や生活保護受給世帯等の小・中学生への学習支援等により、自立に向けた取組を推進します。	●生活保護受給者に対する各種就労支援事業の実施 ・さまざまな要因により、ただちに就労することが困難な生活保護受給者に対する各種就労支援事業の実施 ●生活保護受給世帯等の小・中学生に対する学習支援・居場所づくり事業の実施による高校等への進学支援 - R3 高校等への進学に向けた学習支援：市内15カ所・週 2 日・1 回 2 時間 ・国の動向等を踏まえた事業の実施	・継続実施	事業推進
生活保護業務 経済的に困難な状況にある人に健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護業務を適正に実施します。	●生活保護制度に基づく、真に保護が必要な人に健康で文化的な最低限度の生活を保障する取組の実施 ・健康で文化的な最低限度の生活の保障及び受給者の自立に向けた年金等の収入確保への支援の実施 ・漏給防止、濫給防止の取組等による適正実施の確保 ・継続実施		事業推進
生活困窮者自立支援事業 生活保護に至る前に、生活困窮者が社会的・経済的に自立できるよう、就労・生活の支援を行います。	●生活困窮者への就労・生活支援等の実施 ・「生活自立・仕事相談センター（だいたい J O B センター）」の運営 ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた体制整備と支援の実施 ・社会状況や国の動向等を踏まえた体制整備と支援の実施		事業推進